

## 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関し、幅広い視点から協議し意見を述べる。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第5条 懇談会に会長および副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、徳島市企画政策局企画政策課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。